

## 臨時代理議決報告書

令和2年4月15日

番号	件名	臨時代理議決日	備考
1	京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について	令和2年3月17日	(第16号議案)
2	教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令について	令和2年3月17日	(第17号議案)
3	会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定について	令和2年3月31日	(第18号議案)
4	教育委員会の権限に属する事務の一部を部長等に専決させる訓令の一部を改正する訓令について	令和2年3月31日	(第19号議案)
5	府立の高等学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について	令和2年3月19日	(第20号議案)
6	京都府立学校授業料等徴収条例第3条第1項の規定による納付期限の特例等に関する規則の一部改正について	令和2年3月19日	(第21号議案)
7	京都府子どもの読書活動推進計画(第四次推進計画)の策定について	令和2年3月19日	(第22号議案)
8	京都府文化財保存活用大綱の策定について	令和2年3月19日	(第23号議案)



臨時代理議決

令和2年3月17日

第16号議案

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

本庁組織及び課の事務の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月1日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三

京都府教育委員会規則第8号

京都府教育委員会基本規則の一部を改正する規則

京都府教育委員会基本規則（昭和24年京都府教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条の9中第20号を第22号とし、第19号の次に次の2号を加える。

(20) 情報教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(21) 教育の情報化の推進に関すること。

第19条の11中第19号及び第20号を削る。

第21条第1項及び第4項中「副課長」を「係長」に改める。

第21条の3第1項中「担当課長」を「主幹

」に、「人事主事」を「課長補佐、人事主事

」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 主幹は、上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。

第21条の3中第6項を第9項とし、第5項を第6項とし、同項の次に次の2項を加える。

7 課長補佐は、課の事務について課長を補佐する。

8 課長補佐の職は、係長の職を兼ねることが出来る。

第21条の3中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 主幹の職は、係長の職を兼ねることが出来る。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

京都府教育委員会基本規則 (昭和24年京都府教育委員会規則第1号) 新旧対照表

現 行	改正案	備 考
<p>(学校教育課の事務) 第19条の9 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(19) (略) (追加) (追加) (20) 部内室及び他課の主管に属しないこと。</p> <p>(高校教育課の事務) 第19条の11 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) (19) <u>情報教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。</u> (20) <u>教育の情報化の推進に関すること。</u></p> <p>(本庁の職) 第21条 本庁の部に部長、課に課長及び<u>副課長</u>を置く。 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、部内の職員を指揮監督する。 3 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。 4 <u>副課長</u>は、上司の命を受けて課の特定の事務を総括整理する。</p> <p>第21条の3 本庁の課に参事、<u>担当課長</u>、専門幹、総括人事主事、<u>人事主事</u>、文化財専門技術員、主査、副主査及び主任を置くことがある。 2 参事は、上司の命を受けて担当する事務を掌理する。 3 <u>担当課長</u>は、上司の命を受けて特定の事務を掌理する。 (追加)</p>	<p>(学校教育課の事務) 第19条の9 学校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(19) (略) (20) <u>情報教育の推進に係る企画及び総合調整に関すること。</u> (21) <u>教育の情報化の推進に関すること。</u> (22) 部内室及び他課の主管に属しないこと。</p> <p>(高校教育課の事務) 第19条の11 高校教育課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(18) (略) (削る) (削る)</p> <p>(本庁の職) 第21条 本庁の部に部長、課に課長及び<u>係長</u>を置く。 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を掌理し、部内の職員を指揮監督する。 3 課長は、上司の命を受けて課の事務を掌理する。 4 <u>係長</u>は、上司の命を受けて課の特定の事務を総括整理する。</p> <p>第21条の3 本庁の課に参事、<u>主幹</u>、専門幹、総括人事主事、<u>課長補佐</u>、<u>人事主事</u>、<u>文化財専門技術員</u>、主査、副主査及び主任を置くことがある。 2 参事は、上司の命を受けて担当する事務を掌理する。 3 <u>主幹</u>は、上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。 4 <u>主幹の職は、係長の職を兼ねることができる。</u></p>	<p>事務分掌の見直し</p> <p>事務分掌の見直し</p> <p>副課長を廃止し、係長を設置</p> <p>担当課長を廃止 主幹、課長補佐を設置</p>
<p><b>○兼務規定【基本規則】</b> 第21条の5 教育局に局次長、専門幹、専門主事、主査、副主査及び主任を置くことがある。 2 局次長は、局長を補佐し、教育局の事務を総括整理する。 3 局次長の職は、課長の職を兼ねることができる。</p>		
<p>兼務規定は基本規則の他の表現に合わせる。知事規則は「係長の職を兼ねて命ずることがある。」と規定</p>		

- 4 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。
- 5 総括人事主事は、上司の命を受けて人事主事の事務を総括する。  
(追加)
- 6 人事主事、文化財専門技術員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。
- 7 専門幹は、上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。
- 8 総括人事主事は、上司の命を受けて人事主事の事務を総括する。
- 9 課長補佐は、課の事務について課長を補佐する。
- 10 課長補佐の職は、係長の職を兼ねることができる。
- 11 人事主事、文化財専門技術員、主査、副主査及び主任は、上司の命を受けて担任の事務を処理する。

○京都市組織規程(昭和30年京都市規則第32号)

(本庁に置く職及びその職務)

第12条 次表左欄に掲げる職をそれぞれ同表中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

部長	略	命を受けて所掌の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。
課長	略	上司の命を受けて課の事務を掌理する。
係長	略	上司の命を受けて室、課又は部の特定の事務を総括整理する。

(本庁に置くことがある職及びその職務)

第13条 前条に規定する職のほか、次表左欄に掲げる職をそれぞれ同表中欄に掲げる本庁の組織に置くことができ、その職務はそれぞれ同表右欄に掲げるとおりとする。

参事	略	上司の命を受けて担当する事務を掌理する。
担当課長	略	上司の命を受けて特定の事務を掌理する。
主幹	略	上司の命を受けて特定の範囲の事務を処理する。主幹の職は係長の職を兼ねて命じることがある。
課長補佐	略	室、課又は部の事務について室長、課長、参事、担当課長及び会計室長を補佐する。課長補佐の職は係長の職を兼ねて命じることがある。
専門幹	略	上司の命を受けて専門的な見地から担任の事務を処理する。

臨時代理議決

令和2年3月17日

第17号議案

教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令の一部を改正する訓令について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

本庁組織及び課の事務の改正に伴い、所要の改正を行うものである。



京 都 府 教 育 委 員 会 訓 令 第 3 号

教 育 長

本 庁

教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 一 部 を 教  
育 長 に 専 決 さ せ る 訓 令 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令  
を 次 の よ う に 定 め る 。

令 和 2 年 4 月 1 日

京 都 府 教 育 委 員 会

教 育 長 橋 本 幸 三

教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 一 部  
を 教 育 長 に 専 決 さ せ る 訓 令 の 一 部 を 改  
正 す る 訓 令

教 育 委 員 会 の 権 限 に 属 す る 事 務 の 一 部 を 教  
育 長 に 専 決 さ せ る 訓 令 ( 昭 和 39 年 京 都 府 教 育  
委 員 会 訓 令 第 1 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正  
す る 。

第 3 項 第 1 号 中 「、 参 事 及 び 担 当 課 長」 を  
「 及 び 参 事」 に 改 め る 。

附 則

こ の 訓 令 は、 令 和 2 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す



教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に専決させる訓令（昭和39年京都市教育委員会訓令第1号）

現 行	改正案	備 考
<p>3 次に掲げる者を除く、本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員の任免を行うこと。</p> <p>(1) 本庁の教育次長、教育監、学校危機管理監、部長、理事、課長、参事及び担当課長</p> <p>(2) 教育局の局長及び局次長</p> <p>(3) 総合教育センターの所長、次長及び北部研修所長</p> <p>(4) 図書館の館長、副館長及び部長</p> <p>(5) 郷土資料館長</p>	<p>3 次に掲げる者を除く、本庁、教育局、総合教育センター、図書館及び郷土資料館の職員の任免を行うこと。</p> <p>(1) 本庁の教育次長、教育監、学校危機管理監、部長、理事、課長及び参事</p> <p>(2) 教育局の局長及び局次長</p> <p>(3) 総合教育センターの所長、次長及び北部研修所長</p> <p>(4) 図書館の館長、副館長及び部長</p> <p>(5) 郷土資料館長</p>	<p>担当課長を削除</p>



臨時代理議決

令和2年3月31日

第18号議案

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第17条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和2年4月15日

教育長 橋本 幸三

提出の理由

会計年度任用職員制度導入に伴い、規則を制定するものである。



会	計	年	度	任	用	職	員	の	給	与	及	び	勤	務	条	件	に	関			
す	る	規	則	を	こ	こ	に	公	布	す	る										
		令	和	2	年	3	月	31	日												
					京	都	府	教	育	委	員	会									
					教	育	長	橋	本	幸	三										
京	都	府	教	育	委	員	会	規	則	第	7	号									
		会	計	年	度	任	用	職	員	の	給	与	及	び	勤	務	条	件			
		に	関	す	る	規	則														
(	趣	旨	)																		
第	1	条		こ	の	規	則	は	、	別	に	定	め	る	も	の	の	ほ	か		
		、	京	都	府	教	育	委	員	会	が	任	用	す	る	会	計	年	度	任	
		用	職	員	の	給	与	及	び	勤	務	条	件	に	関	し	必	要	な	事	
		項	を	定	め	る	も	の	と	す	る										
(	用	語	)																		
第	2	条		こ	の	規	則	に	お	い	て	使	用	す	る	用	語	は	、		
		職	員	の	給	与	等	に	関	す	る	条	例	(	昭	和	31	年	京	都	
		府	条	例	第	28	号	。	以	下	「	条	例	」	と	い	う	。	)	で	使
		用	す	る	用	語	の	例	に	よ	る	も	の	の	ほ	か	、	次	に	定	
		め	る	と	こ	ろ	に	よ	る												
	(	1	)	会	計	年	度	任	用	職	員		条	例	第	1	条	に	規	定	



応じ、当該各号に定める額を基礎として、
その者の正規の勤務時間に応じて定めるものとする。
(1) 行政職給料表が適用される職務（次号
に掲げる職務を除く。）行政職給料表 1
級 1 号 給 の 額
(2) 行政職給料表が適用される職務のうち
高度の知識又は技術若しくは経験を必要
とする業務を行う職務 行政職給料表 2
級 1 号 給 の 額
( 経 験 年 数 を 有 す る 者 の 報 酬 及 び 給 料 の 額 )
第 4 条 学 歴 免 許 等 の 資 格 又 は 同 種 の 職 務 に
在 職 し た 年 数 ( 職 員 と の 権 衡 を 考 慮 し て 、
同 種 の 職 務 に 在 職 し た 年 数 以 外 の 年 数 を 同
種 の 職 務 に 在 職 し た 年 数 に 換 算 し た 年 数 を
含 む 。 以 下 「 経 験 年 数 」 と い う 。 ) を 有 す る
会 計 年 度 任 用 職 員 の 報 酬 及 び 給 料 の 額 は 、
前 条 各 号 に 規 定 す る 号 給 に 職 員 の 例 に よ り
算 出 し た 数 を 加 え て 得 た 数 を 号 数 と す る 号
給 を 基 礎 と し て 定 め る こ と が で き る 。

2	前項の経験年数の算出については、経験
	年数換算表の例により京都府教育委員会教
	育長（以下「教育長」という。）が別に定め
	るところにより行うものとする。
3	前条第2号に掲げる職務を行う会計年度
	任用職員のうち職務の遂行に当たり資格免
	許を必要とする者について前2項の規定を
	適用する場合においては、号給に換算する
	ことができる経験年数は、当該資格免許の
	取得後の経験年数に限るものとする。
	（報酬及び給料の額の上限）
第5条	前2条の規定による会計年度任用職
	員の報酬及び給料の額は、次の各号に掲げ
	る職務の区分に応じ、当該各号に定める号
	給を上限として前2条の規定により算出し
	た額を超えない額とする。
	（1）行政職給料表1級が適用される職務の
	うち定型的な職務 行政職給料表1級17
	号給
	（2）行政職給料表1級が適用される職務の